

「ながらスマホ」による事故パターンを2事例収録!!

DVD
VIDEO

転中の「ながらスマホ」

たった数秒が人生を狂わせる!

の危険性について解説



塚山大学
蓮花 一己 氏



「ながらスマホ」の罰則について紹介

【ながらスマホ】の罰則

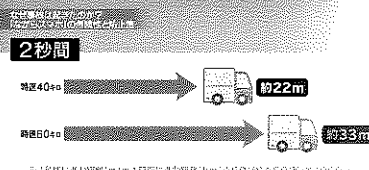
【携帯電話使用等】の罰則等
携帯電話使用等(交通の妨害)

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

6歳(免許停止)

※交通反響調査制度の対象から除外され、検挙が適用されます。
※携帯電話使用等(交通の妨害)の違反行為をし、検挙されて免許が取り消されたり
留けられた場合は、免許の効力の喪失の対象とされます。

2秒間の「ながらスマホ」で進む距離を解説



「ながらスマホ」運転をして、前車に追突するドライブレコ映像を収録!





あなたは運転中に「ながらスマホ」をしていませんか？ 次の加害者はあなたかもしれません……

CASE 1 | 運転中にスマホの ゲームアプリを操作してしまい…

食料品のルート配送をおこなう会社に勤めるAさん。
少しだけなら大丈夫だろうと、トラックを運転中にもかかわらず、スマートフォンでゲームをしてしまい…



CASE 2 | 待ち合わせに 遅れそうになって つい…

オフィス用品などを扱う総合商社に勤めるBさん。
彼女との約束に遅れそうになり、焦りからスマートフォンに
手を伸ばしてしまい…



なぜ事故は起きたのか？ ながらスマホの危険性と防止策



安全な場所に車をとめてからスマートフォンを
使用しましょう。



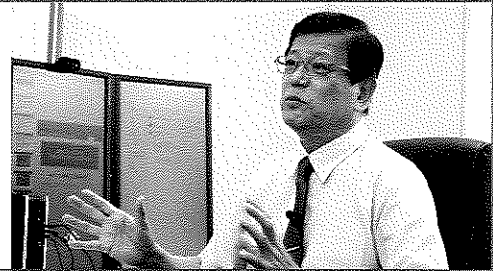
運転中はスマートフォンを手の届かないところ
にしまっておきましょう。



自転車でも運転中ながら
スマホしていると事故を起こ
しやすくなります。

インタビュー 帝塚山大学名誉教授 蓮花一己氏

「ながらスマホ運転」について、
事業所がとるべき対策などを解説



- 本作品内でスマートフォンを使用しながら運転している場面は、教習所内のコースで安全に十分配慮したうえで撮影しています。
ナレーター：松本拓也（くら寿司・阪神高速・月桂冠 TVCMナレーション、他多数）
映像協力：株式会社ディ・クリエイト <<https://www.de-create.com/>>
撮影協力：大阪香里自動車教習所 安全運転管理支援チーム <<https://www.kouri-sdas.com/>>

■お問い合わせ・お申し込みは

株式会社 企業開発センター 交通問題研究室 | 大阪本社：〒541-0052 大阪市中央区安土町1-8-6(大永ビル) TEL(06)6264-1660 FAX(06)6264-1670
ホームページ <https://www.kigyo-kc.co.jp/> | 東京支社：〒160-0004 東京都新宿区四谷4-32-8(YKBサニービル) TEL(03)3341-4915 FAX(03)3351-5120

----- 切 り 取 り 線 -----

申 込 書

No.	品 名	数 量
11111	運転中の「ながらスマホ」 たった数秒が人生を狂わせる！	本

〒 _____ TEL (_____) _____

所在地 _____

貴 名 _____
(事業所名)

部 _____ 課 (氏名 _____)